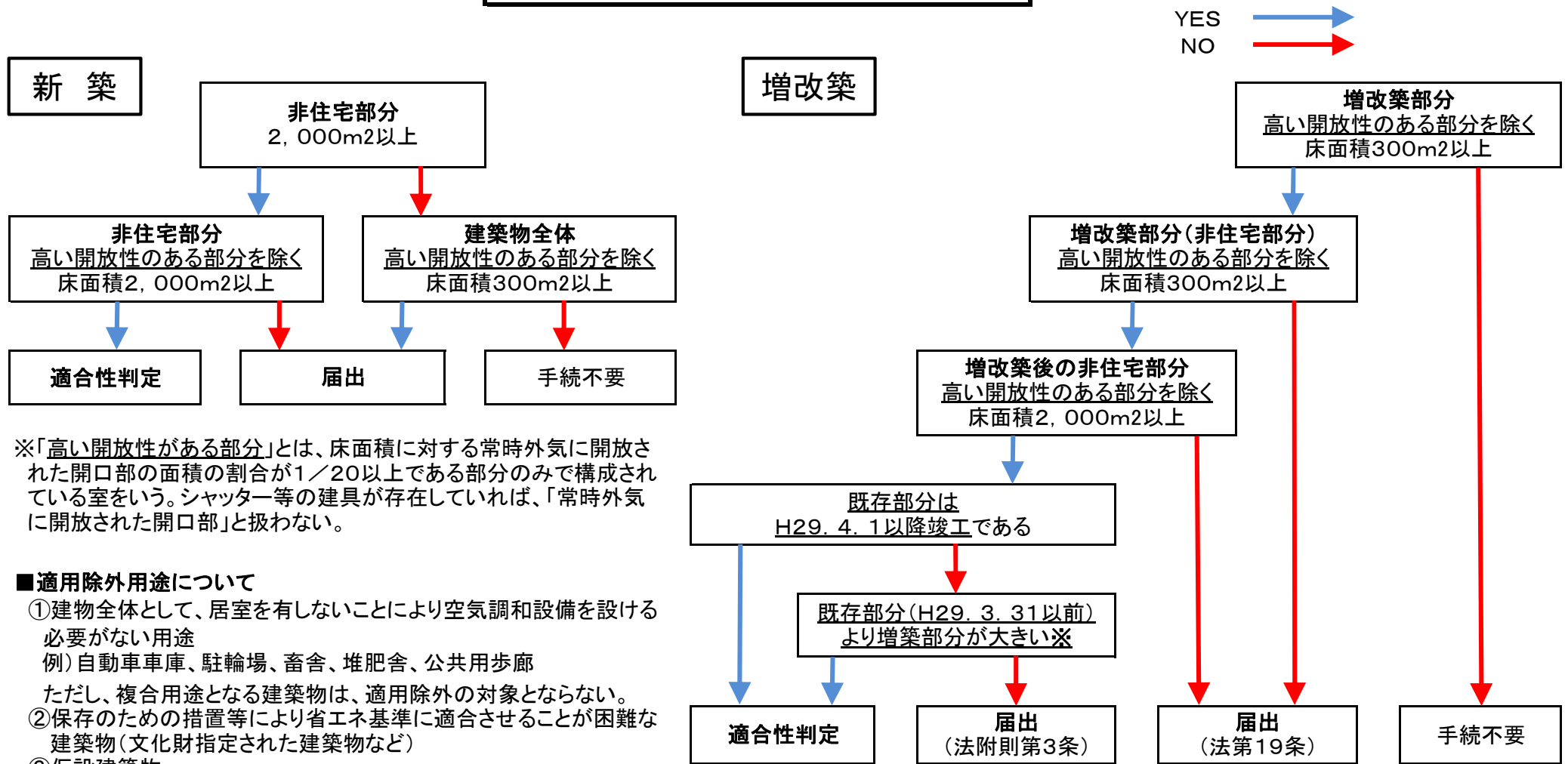


省エネ適合性判定・届出の手続きフロー



※「高い開放性がある部分」とは、床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上である部分のみで構成されている室をいう。シャッター等の建具が存在していれば、「常時外気に開放された開口部」と扱わない。

■適用除外用途について

- ①建物全体として、居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途
例)自動車車庫、駐輪場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊
ただし、複合用途となる建築物は、適用除外の対象とならない。
- ②保存のための措置等により省エネ基準に適合させることが困難な建築物(文化財指定された建築物など)
- ③仮設建築物

■適合性判定を受けたとみなされるもの

- ①法第23条の規定による大臣認定を受けた建築物
- ②法第30条の規定による性能向上計画の認定を受けた建築物
- ③都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物

この場合、建築基準法第6条1項の規定に基づく建築確認申請時には、適合判定通知書の代わりに、該当する認定書の写しを添付してください。

※高い開放性のある部分を含んだ床面積で比較